

---

■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 216

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

/// I N D E X ///

- 1・2020年7月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～あおり運転に対する罰則強化
- 3・交通事故の裁判事例～事故車を買替えても修理消費税額を損害に認定
- 4・今日の朝礼話題～右折車を右から追い越さない
- 5・【新発売】  
    教育用冊子「運行管理者のためのドライバー教育ツール Part 4」
- 6・【好評発売中】教育用DVD「確実に点呼を実施しよう(バス)」
- 7・【好評発売中】参考書「バス安全運転教本」

///

-----  
★7月前半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日(水)

——国民安全の日

◆1日(水)～7日(火)

——全国安全週間

◆1日(水)～14日(火)

——2020年度Gマーク(安全性評価認定)申請受付

◆1日(水)～31日(金)

——車内事故防止キャンペーン(バス)

——熱中症予防強化月間

——2020年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調月間」

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/06/10/2020-jul-kongetsu-untankenri/>

---

## ■安全管理法律相談

---

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

### 第81回 「あおり運転に対する罰則強化」

#### 【質問】

2017年6月の東名高速道路でのあおり運転事故以降、社会問題化しているあおり運転ですが、いよいよ罰則が強化されると聞きました。どのような内容になるのか解説をお願いします。

#### 【回答】

近年、社会問題化していたいわゆるあおり運転については、道路交通法等には直接取り締まりを定める規定があるわけではありませんでした。…

#### 【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/06/11/houritsu-81-aoriunten/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、事故車を修理せずに下取りに出して新車に買い替えた場合、修理費用にかかる消費税額が損害に含まれるか否かが争われた事例を紹介します。

『事故車を修理せずに買い替えても消費税を含む修理費相当額が損害になる』

#### 【事故の状況】

平成29年9月4日午後2時2分ごろ、Aは乗用車を運転して栃木県河内郡内の交差点で信号待ちをしていたところ、後方から走行してきた乗用車Bに追

突されました。

この事故でA車のリアバンパー、リアドアパネルが損傷し、修理費用は107万円で、消費税分8万5,600円を含めると、115万5,600円でした。

Aは、車を修理せずに下取りに出し、同型車を購入したところ、その際の下取り価格は7万円でした。

損害賠償の算定にあたり、Bは修理費用相当額が107万円であることは認めるものの、Aは修理しないまま下取りに出して処分しており、消費税分8万5,600円については、未だ現実に発生していない損害と言うべきであるなどと主張しました。

#### 【裁判所の判断】

「車両を買い替える場合、事故当時の時価相当額と事故車の売却代金の差額が、修理費用を上回る場合があるが、基本的には修理費相当額が損害ということになる。車両の買い替えが認められる場合には、その差額が損害ということになる。A車の中古車市場の小売価格は156万円であり、A車の売却代金は下取り価格の7万円であるから差額は149万円となり、修理費用の消費税額を含めた115万5,600円のほうが低額となるため、Aの損害は修理費用相当額とみることとなる」

「自動車所有者は、事故車を修理するか、買い替えるかのどちらを選択するかは自由であり、修理が可能な場合には必ず修理しなければならないということではなく、修理が可能な場合には買い替えを行ったとしても修理費相当額が損害となる」

「Aは買い替えを選択をしたが、修理をするを選択した場合には消費税分も負担することになるのであるから、消費税分も損害に含めるのが相当である」

として、消費税を含む修理費用115万5,600円を認めました。

(東京地裁 平成30年5月15日判決)

---

## ■今日の朝礼話題

---

### 『右折車を右から追い越さない』

さる6月5日午後9時半ごろ、西東京市の新青梅街道でワゴン車が対向車線にはみ出し、前から走ってきた黒いワゴン車と正面衝突して4人がケガを負う事故がありました。

警察では、事故を起こしたワゴン車が前方を右折しようとしたバスをよけるために、対向車線にはみ出したものとみえています。…

### 【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/06/15/tw-usetsusha-oikoshi/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

---

## ■【新発売】

教育用冊子「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart 4」

---

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,400円（税別・送料実費）

本書は、トラック運送事業の運行管理者の皆さんに広く活用され、指導・監督の指針に沿った教育が効果的に実施できると好評の「運行管理者のためのドライバー教育ツール」の第4弾です。

2017年3月改正の「指導・監督の指針」12項目に準拠した内容となっており、各項目ごとに「管理者用資料」1枚と「ドライバー向け資料」3枚を

収録しています。

ドライバーミーティングや点呼時に活用でき、教育記録も残せる本ツールを是非ご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2Mebpeh>

---

■【好評発売中】DVD「確実に点呼を実施しよう（バス）」

---

※仕様 DVD／カラー21分

※価格 45,000円（税別・送料無料）

※制作 シンク出版株式会社

毎日の点呼はバスの安全運行にとって非常に大切ですが、いざドライバーと向き合うと何を話せばいいのか、戸惑う管理者も少なくありません。

本DVDは、バス運送事業の安全運行に欠かせない「点呼」のポイントを管理者とドライバーのやり取りを通して具体的に紹介しています。

乗務前点呼はもちろん、乗務途中、乗務後の点呼におけるまで、忘れてはならないポイントを映像でわかりやすく理解することができるため、日々の点呼の参考にしていただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2WClCan>

---

■【好評発売中】参考書「バス安全運転教本」

---

※仕様 A4判／264ページ／表紙カラー刷、本文1色刷

※価格 2,800円（税別・送料実費）

近年、規制緩和により貸切バス事業などに新規参入事業者が増加したことなどを受け、重大事故が目立つようになりました。

中でも2016年に発生した軽井沢スキーバス事故をきっかけとして、「指導及び監督の指針」などが大幅に改正されたものの、現状では運転者教育が十分に行われているとは言えません。

その原因の一つとして、バス運転者への教育資料不足が考えられます。

本書では、第1編は一般的な指導・監督の指針の13項目に沿った内容となり、併せて高速道路の安全知識や異常気象時の運転など、バス運転者として必要な知識を詳しく解説しています。

また、第2編では事故惹起者に対する指導・監督の指針7項目に沿った構成となっており、この1冊でバス運転者に対して幅広く実践的な教育を実施できる教育テキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2V0pdg6>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年6月15日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

